

人材開発支援助成金について

人材開発支援助成金とは

労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を効果的に促進するため、雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練などを計画に沿って実施した場合や人材育成制度を導入し労働者に適用した際に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

具体的には、従業員の職業能力開発についての計画（事業内職業能力開発計画、年間職業能力開発計画）に基づいて訓練などを行った事業者に対して、経費と訓練期間中に支払った賃金の一部が国から助成されます。

<人材開発支援助成金制度の概要>

事業者が事前に訓練計画を作成し、それに沿って職業訓練を実施した場合に**訓練経費**や訓練期間中の**賃金の一部**を、国から助成してもらえます！



助成の対象となる職業訓練は、以下の助成メニューで分類されています。

[助成メニュー]

★: JASPECでの研修・セミナーが適用可能なコース

支給対象となる訓練	対象	訓練内容
① 訓練関連		
特定訓練コース		
①労働生産性の向上に直結する訓練	中小企業 ・ 中小企業 以外	労働生産性の向上に資する訓練
★②若年労働者への訓練		採用後5年以内で、35歳未満の若年労働者への訓練
③熟練技能育成・承継訓練		熟練技能者の指導力強化、技能承継のための訓練、認定職業訓練
④グローバル人材育成の訓練		海外関連業務に従事する人材育成のための訓練
⑤特定分野認定実習併用職業訓練		建設業、製造業、情報通信業に関する認定実習併用職業訓練（厚生労働大臣の認定を受けたOJT付訓練）
⑥認定実習併用職業訓練		厚生労働大臣の認定を受けた「実習併用職業訓練(実践型人材養成システム)」を実施するOJT付き訓練
⑦中高年齢者雇用型訓練		中高年齢新規雇用者等を対象としたOJT付き訓練
一般訓練コース		
★一般訓練コース	中小企業	「特定訓練コース」以外の事業者、事業者団体及び教育訓練期間が実施する訓練
② 制度導入関連		

※旧「キャリア形成促進助成金」に設けられていた「成長分野等への訓練」、「育児休業者等への訓練」は訓練助成の各コースで対応

[助成額・助成率]

()内は中小企業以外の助成額・助成率

支給対象となる訓練		賃金助成(1人1時間当たり)		経費助成 [※]	
		生産要件を満たす場合		生産要件を満たす場合	
特定訓練コース	Off-JT	760円 (380円)	960円 (480円)	45% (30%)	60% (45%)
一般訓練コース	Off-JT	380円	480円	30%	45%

※若者雇用促進法に基づく認定事業主(訓練認定時まで認定されてる場合)に該当する場合は、経費助成率を30%→45%、45%→60%、60%→75%へ引き上げ

<訓練対象者>

雇用保険の被保険者(ただし、**有期契約・短時間・派遣労働者**は除く)が、助成の訓練対象者になります。

※ 事業者の方が受ける訓練については、助成の対象外となります。

<支給対象となる経費など>

[支給対象となる経費]

事業外訓練 (事業主以外の者が企画・主催するもの)	入学者・受講料・教科書代など (受講に際して必要で、あらかじめ受講案内などで定めているもの、消費税も支給対象経費に含む) ※ 受講生の旅費などは支給対象外。
-------------------------------------	---

➤ 当センターで研修・セミナー(10時間以上)を受講する場合、「事業外訓練」に該当します。

[支給対象となる賃金]

訓練期間中の賃金が、助成の対象になります。

・所定労働時間外・休日は対象外になります。

(※ただし、事前に予め休日を振り替えておいた場合は、研修日が休日でも対象に含まれます。)



* 訓練コースなどにより賃金助成の対象外となる場合がございます。

[支給限度額]

● 経費助成の支給限度額は、訓練時間・訓練コースに応じて、1人1コース当たり7～50万円までです。

(例:「一般訓練コース」の場合、訓練時間が20～100時間であれば、**中小企業で7万円まで**、
 「特定訓練コース」及び育児休業者等に対するの訓練の場合、訓練時間が10～100時間であれば、
中小企業で15万円まで、中小企業以外で10万円まで支給されます。)

● 助成対象となる訓練コース数は、**1人当たり1年度3コース**までです。

● 1事業所が1年度に受給できる助成額は、一般訓練コースのみでは**上限500万円まで**、
 特別訓練コースを含めば**上限1000万円まで**となります。

<人材開発支援助成金の助成メニュー>

[助成メニューに共通する要件 (※JASPECでの研修・セミナーが適用可能なもののみ記載)]

- Off-JTにより実施される訓練であること
- 実訓練時間が10時間以上(「一般訓練コース」の場合は20時間以上)



JASPECで開催するセミナー・研修は、**ほっとデスク年間定例セミナー(年5回開催)**が各回約11時間(テーマ「特殊寝台とその付属品、床ずれ防止用具」の回は345分)、**車いす安全整備士養成講座**が約15時間です。

「※特定訓練コース」の場合は**ほっとデスク年間定例セミナーと車いす安全整備士養成講座のいずれかを1回**、「一般訓練コース」の場合は**ほっとデスク年間定例セミナーを2回受講**するか、**ほっとデスク年間定例セミナーと車いす安全整備士養成講座を各1回受講**すると訓練時間の要件を満たします。また、**JASPEC以外での研修等を組み合わせた訓練計画を作成**することも可能です。

※ 育休者等の者に対する訓練を含む

[JASPECでの研修・セミナーが適用可能な訓練コース]

◆若年労働者への訓練

訓練開始日において、雇用契約締結後5年以内で35歳未満の若年労働者に対する訓練を実施した場合に助成が受けられる訓練コースです。

◆一般訓練コース

特定訓練コース以外の訓練を計20時間以上実施した場合に助成が受けられる訓練コースです。

<JASPECの研修・セミナーにおける助成金の活用例>

特別教育訓練コースの活用例

(例.1) 中小企業事業主が、人材育成のため、雇用契約締結後5年以内で35歳未満の若年従業員1名に、休日の研修に対して予め振替休日を設定し、JASPECの「車いす安全整備士養成講座」を受講させ、その経費等の助成を受ける場合

① 当センター主催の「車いす安全整備士養成講座」の研修時間

車いす安全整備士養成講座	930分	(初日 510分 + 2日目 420分)
--------------	------	----------------------

研修時間総合計約15時間30分(930分) (「若年労働者への訓練」は10時間以上時間なので要件クリア)

② 対象となる経費 (入学金・受講料・教科書代など)

車いす安全整備士養成講座 受講料 38000円 × 1人 = **38000円**

③ 賃金助成の対象となる時間 (※土日の休日出勤で研修を受け、予めその振り替え休日を設定済みとして計算)

1日目 510分 + 2日目 420分 = **930分 (15時間30分)**

④ 経費に対して支給される助成金 38000円 × 45% = **17100円**

⑤ 賃金に対して支給される助成金 15時間30分 × 760円 = **11780円**



⑥ 助成金の総額は **17100円 + 11780円 = 28800円 (受講料の76%)**

一般教育訓練コースの活用例

(例.2) 中小企業事業主が、人材育成のため[※]従業員1名に、「車いす安全整備士養成講座」と「ほっとデスク年間定例セミナー」を受講させ、その経費等の助成を受ける場合
(研修1日目が通常出勤日にあたり、研修2日目参加分の振替休日を設定していない場合)

※「若年労働者への訓練」要件に該当しない従業員の場合

① 「車いす安全整備士養成講座」及び「ほっとデスク年間定例セミナー」の研修時間

車いす安全整備士養成講座		930分	(初日 510分 + 2日目 420分)
ほっとデスクセミナー 第1回～第5回	(第1回)	345分	
	(第2回～第5回)	各回 690分	

研修時間合計 **4035分** (約67時間なので要件クリア)

② 対象となる経費

車いす安全整備士養成講座 受講料 38000円 + ほっとデスクセミナー受講料(第1回～第5回) 90000円
= **128000円**

③ 賃金助成の対象となる時間 各講座・セミナー 1日目の研修時間 = **2017分 (約33.5時間)**

④ 経費に対して支給される助成金 128000円 × 30% = **38400円**

⑤ 賃金に対して支給される助成金 33.5時間 × 380円 = **12730円**



⑥ 助成金の総額は **38400円 + 12730円 = 51130円 (受講料の40%)**

**助成金を申請するためには、訓練実施1か月前までに訓練計画を労働局に提出する必要があります！
訓練計画の作成はお早めに！**

<申請の流れ>



<助成金に関する留意事項>

- 対象となる事業主や支給対象となる労働者については要件がございます。訓練内容(コース)により要件が異なる場合もございますので、**必ず、支給要件を労働局や厚生労働省ホームページ等でご確認ください。**
- **訓練実施計画届の提出前に訓練を開始した場合、支給対象となりません。**当センター主催の研修・セミナーに助成金を利用される際には、セミナー開始1か月前までに訓練実施計画届などを労働局へ提出してください。

人材開発支援助成金の詳細については、以下のURLにて内容をご確認ください。

- ・【厚生労働省】人材開発支援助成金
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html
- ・【厚生労働省】雇用関係各種給付金申請等受付窓口一覧
<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/madoguchi.html>
- ・【厚生労働省】都道府県労働局 所在地一覧
<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>
- ・【厚生労働省】助成内容 概要(PDF)
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000140429.pdf>
- ・【厚生労働省】パンフレット(PDF)
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/280502pf.pdf>

- 当センター主催の研修・セミナー等に係わる受給申請をご検討される際には、訓練実施計画届をご提出される前に当センターへご連絡ください。研修情報などのお問い合わせに対応させていただきます。
- 当センター主催の研修・セミナー等に係わる給付金の受給申請にあたっては、都道府県労働局の所定用紙に必要事項をご記入の上、当センター宛にお送りください。当センターに証明書類が到着後、返送には時間がかかりますので予めご了承ください。

※ 本資料についての注意事項 ※

本資料は、JASPECでの研修・セミナーを利用される事業主の方を対象に、2017年4月1日時点の厚生労働省の開示資料等を基にして人材開発支援助成金の概要を紹介したものです。

受給要件や支給対象、手続きについても概要のみ記載しておりますので、訓練実施計画届の提出や助成金申請の際には、必ず、厚生労働省ホームページをご確認いただくか、各都道府県の労働局へお問い合わせの上、手続きを進めてください。

また、人材開発支援助成金は、都道府県労働局が助成金の支給・不支給の決定を行い、予算の範囲内で支給されるものです。当センターが助成金受給を保証するものではありませんのでご了承ください。